

琴平老人の家指定訪問介護（指定介護予防訪問介護）事業所運営規程

（事業の目的）

第1条 社会福祉法人 琴平福祉事業団が設置する琴平老人の家指定訪問介護〔指定介護予防訪問介護〕事業所（以下「事業所」という。）が行う指定訪問介護〔指定介護予防訪問介護〕の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、事業所の円滑な運営管理を図るとともに、要介護状態〔要支援状態〕の利用者の意志及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な事業の提供を確保することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 指定訪問介護においては、要介護状態の利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう身体介護その他の生活全般にわたる援助を行うものとする。

指定介護予防訪問介護においては、要支援状態の利用者が可能な限りその居宅において、要支援状態の維持若しくは改善を図り、又は要介護状態となることを予防し、自立した日常生活を営むことができるよう、身体介護その他生活全般にわたる支援を行う事により、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

- 2 利用者の意志及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- 3 指定訪問介護においては、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。
指定介護予防訪問介護においては、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。
- 4 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保険・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- 5 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
- 6 指定訪問介護の提供にあたっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

- 7 指定訪問介護〔指定介護予防訪問介護〕の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、居宅介護支援事業者や介護予防支援事業者等へ情報の提供を行うものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- | | | |
|---|-----|------------------------------|
| 1 | 名称 | 社会福祉法人 琴平福祉事業団 琴平老人の家訪問介護事業所 |
| 2 | 所在地 | 仲多度郡琴平町榎井 572 番地 1 |

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- 1 管理者（サービス提供責任者と兼務） 1名
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定訪問介護〔指定介護予防訪問介護〕の実施に関し、事業所の従業者に対して遵守すべき事項について指揮命令を行う。
- 2 サービス提供責任者 介護福祉士 1名
・サービス提供責任者は、事業所に対する指定訪問介護の利用申込みに係る調整、訪問介護員等に対する技術指導、訪問介護計画〔訪問型サービス個別計画〕の作成等を行うとともに指定訪問介護の提供に当たる。
・利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握し、サービス担当者会議への出席、利用者に関する情報の共有など、居宅介護支援事業者との連携を行う。
・居宅介護支援事業者等に対し、把握した利用者の服薬状況、口腔機能その他の心身の状態及び生活の状況に係る必要な情報の提供を行う。
・訪問介護員に対し、具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、利用者の状況についての情報を伝達し、実施状況を把握する。
- 3 訪問介護員等 介護福祉士 13名（非常勤専従）
初任者研修課程 2名（非常勤専従）
訪問介護員等は、指定訪問介護〔指定介護予防訪問介護〕の提供に当たる。
- 4 事務職員 1名（養護老人ホーム琴平老人の家と兼務）
必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 1 営業日 月曜日から日曜日までとする。
- 2 営業時間 午前6時30分～午後7時45分までとする。
- 3 電話番号 0877-75-4071
0877-75-4071 (夜間)

(指定訪問介護の内容及び利用料等)

第6条 指定訪問介護の内容は次のとおりとし、指定訪問介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定訪問介護が法定代理受領であるときは、介護負担割合証に定める割合を乗じた額とする。

- 1 訪問介護計画の作成
- 2 身体介護
- 3 生活援助

(指定介護予防訪問介護の内容及び利用料等)

第7条 指定介護予防訪問介護の内容は次の通りとし、指定介護予防訪問介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定介護予防訪問介護が法定代理受領であるときは、介護負担割合証に定める割合を乗じた額とする。

- 1 訪問型サービス個別計画の作成
- 2 介護予防訪問型独自サービス
- 3 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う、指定訪問介護〔指定介護予防訪問介護〕に要した交通費はその実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は次の額を徴収する。

① 通常の事業実施地域を越えた地点から、片道	5キロメートル未満	無料
② 通常の事業実施地域を越えた地点から、片道	5キロメートル以上	500円
- 4 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の指定訪問介護の実施地域は、琴平町、まんのう町、善通寺市、丸亀市の区域とする。

- 2 通常の指定介護予防訪問介護の実施地域は、琴平町の区域とする。

(衛生管理等)

第9条 事業所は、訪問介護員等の清潔保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努める。

2 事業所は、事業所において感染症が発生又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- ① 事業所における感染症の予防及びまん延防止の為の対策を検討する委員会を概ね6月に1回以上開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- ② 事業所における感染症の予防及びまん延防止の為の指針を整備する。
- ③ 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止の為の研修・訓練を定期的に実施する。

(緊急時等における対応方法)

第10条 訪問介護員等は、指定訪問介護〔指定介護予防訪問介護〕を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。また、主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講ずるものとする。

(苦情処理)

第11条 管理者は、提供した指定訪問介護〔指定介護予防訪問介護〕に関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、担当職員を置き、解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じ、利用者及び家庭に説明するものとする。

(事故発生時の対応)

第12条 事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族、居宅介護支援事業所等に連絡を行うとともに、必要な措置を行う。

- 2 事業所は、サービスの提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。
- 3 事業所は、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

(個人情報の保護)

第13条 事業所は、利用者又は家族の個人情報について、「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努める。

- 2 事業所が得た利用者の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

(虐待防止に関する事項)

第 14 条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止する為、次の措置を講ずるものとする。

- ① 虐待防止の為の対策を検討する委員会を定期的で開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
 - ② 虐待防止の為の指針を整備する。
 - ③ 虐待を防止する為の定期的な研修を実施する。
 - ④ 前 3 号に掲げる措置を適切に実施する為の担当者を設置する。
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等、高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(業務継続計画の策定等)

第 15 条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対し指定訪問介護〔指定介護予防訪問介護〕の提供を継続的に実施する為の、及び非常時の体制で早期の業務再開を図る為の計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修・訓練を定期的に行うものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて計画の変更を行うものとする。

(地域との連携)

第 16 条 事業所は、指定訪問介護事業所の所在する建物と、同一の建物に居住する利用者に対して指定訪問介護〔指定介護予防訪問介護〕を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても、指定訪問介護〔指定介護予防訪問介護〕の提供を行うよう努めるものとする。

(その他運営についての留意事項)

第 17 条 事業所は、訪問介護員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証・整備する。

- 1 採用時研修 採用後 3 か月以内

- 2 継続研修 年1回
- 3 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 4 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 5 事業所は従業者に、その同居の家族である者に対する指定訪問介護〔指定介護予防訪問介護〕の提供をさせないものとする。
- 6 事業者は、居宅サービス計画〔介護予防サービス計画〕の作成又は変更に関し、居宅介護支援事業所の介護支援専門員又は居宅要介護被保険者等に対して、利用者に必要のないサービスを位置づけるよう求める事、その他の不当な働きかけを行わないものとする。
- 7 事業所は、適切な指定訪問介護（指定介護予防訪問介護）の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、訪問介護員等の就業環境が害される事を防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- 8 事業所は、指定訪問介護〔指定介護予防訪問介護〕に関する諸記録を整備し、そのサービスを提供した日から最低5年間は保存するものとする。
- 9 この規定に定める事項の外、運営に関する重要事項は社会福祉法人琴平福祉事業団と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

この規程は、令和3年12月31日から施行する。

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

この規程は、令和4年7月1日から施行する。

この規程は、令和4年9月1日から施行する。

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

この規程は、令和5年9月30日から施行する。

この規程は、令和6年1月25日から施行する。

この規程は、令和6年4月1日から施行する。